



情公審第16号  
令和6年12月27日

新潟県教育委員会 様

新潟県情報公開審査会  
会長 阿達 秀昭

新潟県情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について (答申)

令和6年1月19日付け教高第1404号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

「県立高校との会議等に係る全ての文書」の部分公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第131号)

別 紙

第75号

答 申

第1 審査会の結論

新潟県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、部分公開決定を行ったことは妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 公開請求者から、実施機関に対し、新潟県情報公開条例（平成13年新潟県条例第57号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和5年2月7日付けで「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」（以下「本件行政文書」という。）の公開請求（以下「本件請求」という。）があった。
- 2 実施機関は、本件請求の対応として本件行政文書を対象文書として特定した上で、本件行政文書には審査請求人に関する情報が記載されているとして、条例第13条第1項の規定に基づき、令和5年3月20日付けで審査請求人に対し、意見書提出の機会を与えた。
- 3 審査請求人は、令和5年3月27日付けで公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。
- 4 実施機関は、本件請求の対応として、本件行政文書には、条例第7条第2号及び第6号の規定に該当する情報が含まれていることを理由に、これらの情報が記載された部分を除いて、本件行政文書を部分公開する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和5年7月21日付で公開請求者及び審査請求人に通知した。
- 5 審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年7月31日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求を行うとともに、本件処分の執行停止を申し立てた。  
実施機関は、同年8月4日付けで法第25条第2項の規定により、当該審査請求に対する裁決を行うまで本件処分の執行を停止することを決定し、審査請求人及び公開請求者に通知した。  
また、本件審査請求に対しては、同年8月15日に、公開請求者である参加人（以

下「参加人」という。)から、法第13条第1項の規定に基づき、参加の申立てがあり、令和6年1月22日に、実施機関がこれを許可した。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

#### 2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

##### (1) 校長の「総括」及び「情報提供」に関する文書（以下「本件行政文書①」という。）について

情報公開の請求対象は、令和5年2月3日の確認会及び令和2年以降の会議の内容を記載した報告書又は議事録や「それに準じたもの」に限られるべきであるところ、それ以外の、校長の「総括」又は「情報提供」的文書が公開請求に含まれている。これらは情報公開請求の対象外の文書というべきであり、公開は誤りである。

処分者は「総括」や「情報提供」文書は「確認会実施の過程で作成されたもの」で「確認会に係る文書である」と弁明するが、「実施の過程で作成」とは、あまりにも無限定である。作成の経緯、確認会との関連が具体的に説明されない中で、何故、審査請求人宛ての文書が対象文書となるのか、全く理解できない。理にかなった説明になっていない。経緯について、詳細な説明をし、確認会と密接不可分の文書であることを処分者において照明すべきである。そうでない限り、確認会議事録に「準じた文書」または「確認会に係る文書」とはいえない。

また、処分者は、条例7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開としていと弁明するが、校長の「総括」には審査請求人等の個人名が随所に残る。条例第7条第6号に該当するおそれも残る。何より確認会では条例第7条第2号、第6号の該当性を厳格に判断しているにもかかわらず、「総括」は、一転して非常に甘く「あいまい」である。「総括」でも、条例第7条第2号、第6号の該当性は厳格に実施すべきである。

確認会議事録との取扱いの落差は容認できない。議事録と同じように非公開の部分をもっと設けるべきである。

「総括」の条例第7条第2号、第6号の該当性判断を誤った違法不当が残る。

##### (2) 審査請求人が作成し、誤って処分者に渡った文書（以下「本件行政文書②」という。）について

審査請求人がスムーズな「進行」を計る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成したものである。審査請求人の私文書であり、行政文書ではない。

その経緯と趣旨は処分者の担当者も十分に承知していた。本来、確認会の終了後、速やかに審査請求人に返還すべきだったところ、その尽、安易に扱われ、確認会終了後も処分者の手元に残ってしまった。

審査請求人は令和5年3月27日付け意見書で返還を求めているが、それ以前においても担当者に対して返還を求めている。意見書が初めてではない。条例第7条第6号の「事務・事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の趣旨に照らしても、誤って渡し、返還を求めている私的文書を、公開文書とすることは信義則に照らし許されない。

当該文書は条例第7条第2号、第6号の観点からも問題がある。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件行政文書①について

本件行政文書①は、部落解放同盟新潟県連合会が「確認会」と称している会の実施の過程で作成されたものである。

「確認会」の内容と開催の流れについて、学校において、差別事象が疑われる事案があった場合の手続きは、次のように行われる。

- ① 当該高等学校長が高等学校教育課長に報告
- ② 高等学校教育課長から部落解放同盟新潟県連合会に事案があったことを情報提供
- ③ 部落解放同盟新潟県連合会が主催する確認会または会議を開催
- ④ 会の内容を受けて、当該高等学校長が総括文を、高等学校教育課長が報告文を作成し、県連に提出

このことから、審査請求人が情報公開の対象外であると主張している、本件行政文書①は、確認会実施の過程で作成されたものであり、本件請求の「確認会に係る全ての文書」に該当するものである。

また、本件行政文書①は、条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

##### 2 本件行政文書②について

本件行政文書②は、それぞれ令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布、使用された文書であることから、処分庁においては、誤って入手した文書であるとは認識していない。参加した実施機関の職員が持ち帰り、課内で供覧されていることから、行政文書に該当する。

また、審査請求人による返還要求は、本件請求に係り処分庁が行った意見照会に対する、令和5年3月27日付け意見書において初めて申し立てられたものである。仮に今回返却した場合には、公開が好ましくない文書について返却することで公開請求の対象から外すという行為を容認することとなり、条例の趣旨を損なうことにもなりかねない。

また、本件行政文書②は、条例第7条第2号及び第6号に該当する部分を非公開とする部分公開決定をしており、公開する部分は、条例第7条各号のいずれにも該当しない。

以上の理由から、本件処分に違法又は不当な点はない。

## 第5 参加人の主張

参加人は本件処分については実施機関の対応を支持し、その上ですべての関連文書について条例第7条第2号に該当する部分を除いた公開を強く求める立場である。

まず、行政文書の部分公開が執行停止された状態が長く続いている状態は不当なので、どのような形式であれ、速やかな執行を求める。

また、参加人は未だに行政文書部分公開に係る文書の表題すら知らされていない状態である。参加人と実施機関、審査請求人との間で情報の不均衡が生じている状態は不当なので、並行して本件審査請求に係る審査請求書等の資料につき、条例第21条第4項による閲覧を求める。

なお、意見書については、審査請求人又は参加人による閲覧等については意見がないと意見書を提出しているが、そもそも誰が審査請求をしたのかすら形式的には知らされていない状態で意見書を書いており、審査請求の手続きとしては問題のある状態で意見書を出しているので、これで意見を述べたと判断して正しいのかどうかというと、厳密には違法なのではないかと思っている。

審査請求人は、対象となった文書が行政文書に該当するのかと主張しているが、参加人は部落の地名を出せとは一言も言っていない。全く関係のないことを主張しており、その背景事情として全国部落調査や裁判のことを出しているが、そもそも全く関係のない話である。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県民の知る権利を尊重することが重要であることに鑑み、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県政について県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県政を一層

推進することを目的として制定されたものである。

よって、審査会としては、この県民の権利を十分尊重して条例を解釈し、本件処分の妥当性について判断することとする。

## 2 本件行政文書①について

### (1) 特定の妥当性について

審査請求人は、本件行政文書①については、本件請求の対象外の文書と主張する。

ここで、本件請求の内容は、「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」であり、確認会及び会議に関連するすべての文書が対象となると解するのが相当である。

そして、実施機関の説明によると、確認会とは、県立高校において、同和教育の観点から差別事象が疑われる事案が発生した場合に、当該学校の関係者や実施機関、連合会等が集まり、その原因を究明し、再発防止のための改善策を協議する会とのことである。

当審査会において、本件行政文書①の内容を確認したところ、確認会の実施を受けて作成された総括文や差別事象が疑われる事案が発生した場合の報告書等であると認められた。通常、このような総括文や報告書等は、会議に関連する文書であり、「令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書。令和2年以降の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書」である。

したがって、本件行政文書①は、本件請求の対象として特定すべき文書であると認められる。

### (2) 条例第7条第2号及び第6号該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、原則として非公開とすることを定めたものである。この規定は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、本号ただし書アからウまでに定めるものを除き、個人に関する情報は非公開とすることを定めたものと解される。

また、条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人若しくは公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報については、非公開とする旨規定している。

当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとしては、本号アからオまでに例示されているもののほか、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報や、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報などが該当する。

審査請求人は、「校長の総括には審査請求人等の個人名が随所に残る」「確認会議事録と同じように非公開の部分をもっと設けるべきである」と主張しているが、具体的にどの部分がどの条文に該当し、非公開とすべきとの主張をしていない。

そこで、当審査会において本件行政文書①を確認したところ、上記条例第7条第2号及び第6号に該当する部分は認められなかった。また、実施機関が非公開とした情報以上に非公開とする情報があるとは認められなかった。

よって、本号に該当するとして非公開とした実施機関による説明が合理性を欠くとは認められない。

### 3 本件行政文書②の行政文書該当性について

審査請求人は、本件行政文書②については、スムーズな「進行」を計る趣旨で、「進行予定案」の内部資料として作成し、誤って処分者に手渡したもので、審査請求人の私文書であり、行政文書ではないと主張する。

一方、実施機関は、令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布、使用された文書であることから、誤って入手した文書であるとは認識しておらず、参加した職員が持ち帰り、課内で供覧されていることから、行政文書に該当すると主張する。

当審査会が確認したところ、本件対象文書②は、令和2年9月28日及び令和3年2月19日の確認会において参加者に配布され、使用された文書であり、実施機関の職員が持ち帰って課内で供覧し、組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと認められることから、条例第2条第2項に規定する行政文書に該当する。

なお、審査請求人は、本件請求の前から返還を求めていると主張するが、公開請求時においては行政文書該当性に問題はなく、行政文書に該当するか否かに影響するものではない。

### 4 その他

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

## 5 結論

以上の事実及び理由並びに不利益変更の禁止を規定している法第48条の趣旨に基づき、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 6 付言

### (1) 非公開部分の不整合について

本件行政文書として特定された文書には、類似の情報について当該各文書によって公開又は非公開の判断が異なる不整合な箇所が散見された。

今後の公開請求への対応においては、公開・非公開の判断が適切に行われていないのではないか、といった不信感を招くことのないよう、慎重な対応を望むものである。

### (2) 事務処理の遅延等について

令和6年1月19日付けの本件諮問に対して、実施機関は弁明書の修正を行っており、弁明書が再提出されたのは、令和6年4月25日である。事務手続きに長期間を要した理由については、対象文書の内容が繊細かつ複雑な情報であり、慎重を期した作業であったことが原因であると実施機関からの説明があった。また、審査請求人から提出された反論書の写しの参加人への送付が、参加人の口頭意見陳述の直前になっていた。

いったん提出された弁明書の再提出が約3か月後であったことや、反論書の写しの参加人への送付が遅延したことは、法第1条の「簡易迅速かつ公正な手続き」による処理とはいえず、不適切なものである。

実施機関においては、弁明書や反論書の提出・送付等に当たっては、迅速かつ的確に対応するよう望むものである。

## 第7 審査会の処理経過

本件審査請求についての当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

## 第8 審議に参加した委員の氏名（五十音順）

阿達秀昭、中村恵子、村上裕、山本真敬

## 別記

## 審査会の処理経過

年月日	処理内容
令和6年1月19日	・実施機関から諮問を受けた。
令和6年2月21日 (第43回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和6年3月25日 (第44回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和6年5月31日 (第46回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和6年6月18日 (第47回第1部会)	・事案の審議を行った。 ・実施機関から処分理由の説明を聴取した。
令和6年8月29日 (第48回第1部会)	・事案の審議を行った。 ・参加人から意見を聴取した。
令和6年9月19日 (第49回第1部会)	・事案の審議を行った。 ・審査請求人から意見を聴取した。
令和6年10月31日 (第50回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和6年11月27日 (第51回第1部会)	・事案の審議を行った。
令和6年12月26日 (第52回第1部会)	・事案の審議を行った。

(注) 審査会の回数は、通算回数である。